

懸賞金付定期預金えべっさん（自動継続）規定

この預金はこの規定および別紙の懸賞金付定期預金取扱要項（以下「取扱要項」といいます。）により取扱います。

1.（懸賞金抽選権）

この預金には1口（10万円）につき1本の懸賞金抽選権をつけます。その抽選番号は記載のとおりとします。ただし、証書記載の満期日に自動継続された預金については、継続的に新懸賞金抽選番号をお付けします。

2.（自動継続）

- (1) 自動継続自由金利定期預金（M型）（以下「この預金」という。）は、証書表面記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

3.（証券類の受入れ）

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この証書と引換えに、当店で返却します。

4.（利息）

- (1) この預金利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下同じです。）から、満期日の前日までの約定日数および、証書記載の約定利率（継続後の預金については前記2.（2）の利率。）によって計算し、満期日に支払います。
- (2) この預金の利息の支払いは、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
- (3) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書類継続日の前日までの日数および解約日または書類継続日における普通預金の利率により計算します。
- (4) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その期限前解約利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。
 - A. 6か月未満………解約日における普通預金利率
 - B. 6か月以上1年未満………表面記載の利率×50%
- (5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5.（懸賞金）

- (1) 記載の抽選番号が当選したときは、取扱要項記載の等級に応じた懸賞金を満期日以後に当金庫所定の方法で支払います。
- (2) この預金は満期日前には解約できません。当金庫がやむをえないものと認めて解約する場合は、懸賞金抽選権は失効します。ただし、抽選日の翌営業日以後に解約する場で、記載の抽選番号が当選しているときは、懸賞金を記載の満期日以後に当金庫所定の方法でお支払いします。

6.（預金の解約、書替継続）

この預金を解約または書替継続するときは、証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。

7.（届出事項の変更、証書の再発行等）

- (1) この証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所、その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) この証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは証書の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

8.（印鑑照合）

証書又は払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

9.（譲渡、質入れの禁止）

- (1) この預金、証書、懸賞金抽選権または懸賞金は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。
- (3) この預金について譲渡、質入れ、差押え等があった場合には、その効力は懸賞金抽選権または懸賞金にも及ぶものとして取扱います。

以 上